

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月24日

横浜市契約事務受任者
港北区長 竹下 幸紀

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報配布委託(その2)

2 履行(納品)場所

横浜市港北区内の地域および指定倉庫

3 契約日

令和8年1月26日

4 履行日又は履行期間

令和8年1月26日から令和8年2月15日まで

5 契約金額

1,485,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社フットワークス

東京都新宿区高田馬場4-40-11ユニゾ高田馬場看山ビル6階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年1月23日に衆議院が解散し、第51回衆議院議員総選挙が2月8日に執行されることになりました。選挙公報は、公職選挙法第170条により、選挙期日の2日前までに全世帯へ配布することとされており、本選挙では2月6日までに配布を完了する必要がありました。

全国の市区町村で同時期にポスティング業者の需要が高まる一方、ポスティング業者の担い手不足の現状から、委託先を至急かつ確実に確保することは極めて困難な状況でした。法定の期限内に配布できなければ、有権者に投票の判断材料が提供されないことによる選挙の公正さが損なわれるだけでなく、港北区選挙管理委員会が公職選挙法に抵触する恐れがあったため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

前回の衆議院議員総選挙等、過去の選挙で同業務を受託した実績があり、本業務における非常に厳しい作業スケジュールに対応可能で、迅速かつ確実な業務遂行が可能であることが確認できており、かつ港北区選挙管理委員会が指定のエリア、世帯数の選挙公報の配布が可能であったため

9 所管課

港北区総務課